

## 介護保険負担限度額認定制度について

介護保険負担限度額認定には、認定要件及び留意点の内容を御確認いただき、適切な取り扱いをお願いします。

### ○認定要件（以下の全てを満たす必要があります。）

- ・世帯員全員が市民税非課税であること
- ・配偶者（別世帯の配偶者も含む）が市民税非課税であること
- ・預貯金が利用者負担段階別に定められた金額以下であること

第1段階：単身 1,000 万円、夫婦 2,000 万円

第2段階：単身 650 万円、夫婦 1,650 万円

第3段階①：単身 550 万円、夫婦 1,550 万円

第3段階②：単身 500 万円、夫婦 1,500 万円

※第2号被保険者については段階に関係なく、単身 1,000 万円、夫婦 2,000 万円以下であること

※利用者負担段階は次ページを確認ください。

### 【負担限度額認定申請する際の留意点】

- ・令和4年6月から介護保険負担限度額認定申請書様式を変更しました。申請者には最新の様式を渡してください。
- ・被保険者とその配偶者名義の預貯金等について、全て申告する必要があります。※年金が振り込まれる通帳のみではありません。
- ・普通預金の履歴を確認し、定期預金利息や定期積金等の記載がある場合は、定期預金や定期積金の通帳・証書等の写しを必ず添付してください。
- ・成年後見人、保佐人及び補助人が申請する場合は、登記事項証明書等の被保険者の成年後見人等であることがわかる書類を持参してください。
- ・事業所や介護支援専門員からの勧めで申請したにもかかわらず、認定要件を満たさない方からの申請が増えています。制度内容を周知したうえで、申請するよう説明をお願いします。

## ○利用者負担段階

利用者負担段階		居 住 費				食 費	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1 段階	・生活保護受給者 ・世帯の全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2 段階	・世帯の全員が住民税非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3 段階①	・世帯の全員が住民税非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
第3 段階②	・世帯の全員が住民税非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が120万円超の方	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、( )内の金額となります。

担当：介護保険課 給付係  
TEL：0258-39-2245  
FAX：0258-39-2278